

北陸地方整備局建政部
記者発表

配布日時	令和3年12月9日
取り扱い	15時30分 解禁

建設業者に対する監督処分について

国土交通省北陸地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

建設業者名及び許可番号	代表者氏名	所在地
猪又建設株式会社 国土交通大臣許可（特-3）第1984号	猪又 史博	新潟県糸魚川市 大町1丁目6番6号

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

新潟県、富山県及び石川県における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

（注1）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

(2) 期間

令和3年12月24日から令和4年2月21日までの60日間

3. 処分理由

猪又建設株式会社の元営業部長（以下、「元法人営業部長」という。）は、糸魚川市が令和2年12月8日に入札を執行した「建補第10号新駅公衆トイレ整備工事」（以下、「本件工事」という。）の制限付き一般競争入札に関し、糸魚川市元係長（以下、「市元係長」という。）と共謀の上、市元係長から、本件工事の入札に関する秘密事項である予定価格等の教示を受け、よって、同年12月8日に執行された本件工事の入札において、同社をして、教示された予定価格に近似した価格で入札させて落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

これにより、元法人営業部長は、刑法第60条及び同法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害）に該当し、令和3年8月27日に新潟地方裁判所より懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、同年9月11日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

発表記者クラブ	問い合わせ先
(新潟県) 新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ (富山県) 富山県政記者クラブ (石川県) 石川県政記者クラブ	北陸地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 松原 (内線6119) 計画・建設産業課長補佐 渡邊 (内線6142) Tel 025(370)6571 FAX 025-280-8746